

## 見積書提出留意事項（総価）

見積書を提出する際には、下記の項目について遵守して頂きますようお願いいたします。

### ○見積書の様式

日本年金機構ホームページに掲載される見積書の様式を使用してください。

※掲載場所：日本年金機構ホームページ＞日本年金機構について＞調達情報＞全国の調達情報＞見積依頼のお知らせ＞「見積書提出方法の変更について」

記入欄は全て記入し、記入漏れがないようにしてください。

自社の様式を使用した場合は有効な見積書となりませんのでご注意ください。

（こちらから再提出依頼の連絡をおこないます。）

### ○見積額

計算した結果、1円未満の端数は切り捨ててください。（消費税額も含む。）

見積額は消費税込（税率10%）の金額をご記入ください。（うち消費税の金額は必ず明記してください。）

### ○見積書の宛先

「日本年金機構 理事長代理人 お客様サービス推進部長」宛にしてください。（見積公告別紙宛先参照）

### ○見積書の提出方法

ファクシミリによる提出とします。

なお、郵送、信書便、電報、電話その他による提出は認めません。

・見積書をご提出いただく際に、見積書等に必要記入事項が記入されていることを確認の上、ファクシミリ番号03-6892-0771あてに、送信願います。

※番号誤りが多くなっております。「0（ゼロ）」発信のファクシミリ機でお送りいただく場合は、0（ゼロ）を押してからファクシミリ番号を押していただくようお願いします。

（「0（ゼロ）」を押し忘れますと、別の番号に送信される恐れがあります。）

### ○用紙供給証明書

見積書とあわせて「用紙供給証明書」を提出してください。

### ○注意事項

- ・天災地変等やむをえない理由による場合を除き、決定後の辞退は認められません。決定後に辞退した場合、同じ決定日の調達案件について、すべて辞退申し出たこととみなします。また、原則として後日、当機構から競争参加資格停止等の処分が行われます。
- ・辞退が原因で当機構に損害が発生した場合は、損害賠償を請求することがあります。

### ○見積書提出期限 令和8年6月9日（火）午前11時まで（必着）

見積書の提出期限時点で未着の場合、その責任は見積者に属するものとし、期限内の提出がなかったものとみなします。

### ○決定日 令和8年6月11日（木）午後

結果は、選定した事業者に対してのみ、原則ファクシミリにて連絡します。

また、日本年金機構ホームページ及び本部掲示板にて結果を掲示しますのでご確認ください。

### ○見積書及び積算内訳書の郵送（契約事業者のみ）

契約事業者は、契約締結から1週間以内に見積書と積算内訳書の原本を調達管理部契約グループに郵送してください。

積算内訳書は、任意の様式により見積金額の内訳が分かるものとしてください。

（納品物ごとの金額や諸経費の金額等がわかるもの）

### ○照会先

見積書提出に関すること：調達管理部契約グループ 榎本・田村（TEL：03-6892-0722）

仕様書の内容に関すること：仕様書に記載の所管部署

令和 年 月 日

## 用紙供給証明書

日本年金機構本部 調達管理部長 殿

下記のとおり、当該業務の仕様に適合した用紙の供給については、必要な数量を速やかに供給する旨、用紙供給業者より了承を得ていることを証明いたします。

### 記

(案件名) 「障害年金ガイド」の点字翻訳版及び音声データ作成業務

(グリーン購入法への適合)  適合する  適合しない (代替用紙使用の理由を記載)

(代替用紙使用の理由) \_\_\_\_\_

(用紙の紙質) \_\_\_\_\_

(用紙の名称) \_\_\_\_\_

所在地

法人名又は商号

代表者名

印

※グリーン購入法への適合について、いずれかを選択すること。  
また、適合しない場合は、代替用紙使用の理由を記載すること。

「障害年金ガイド」の  
点字翻訳版及び音声データ作成業務  
仕様書

日本年金機構  
お客様サービス推進部  
令和8年5月

## 1. 業務の概要

日本年金機構（以下「機構」という。）では、お客様サービスの向上を図るために障害年金ガイドの点字翻訳版及び音声データの作成を行っており、その令和8年度版の作成を行うものである。

## 2. 業務内容

### (1) 印刷物（障害年金ガイド）の作成

紙 質	上質紙 四六判 90kg ※グリーン購入法に適合するものであること（入手が困難な場合を除く）。
用紙地色	白色
刷 色	両面刷：表1色（墨）、裏1色（墨）（墨字併記）
サイズ	B5判変形（縦257mm×横192mm）
製 本	冊子加工：平綴じ製本（針金綴じ） 表紙1枚・裏表紙1枚・目次1枚＋本文44枚程度（合計47枚程度）
梱 包	10部ごとに束にして40部ごとにクラフト紙で梱包すること。 ※梱包した外側2側面に印刷物の名称、数量、製造年月及び製造業者名を印刷（記載）するか、シールを貼付して表示すること。 ※使用する梱包資材については、グリーン購入法に適合するものであること（生産されていない場合は除く）。 ※梱包単位に満たない端数がある場合については、その端数を1梱包としてクラフト紙で梱包すること。
数 量	430部
そ の 他	・印刷内容は、添付の見本を参照すること。 ・文字数は、25,000文字程度でエンボス加工とする。 ・表紙、裏表紙、目次以外は右上にページを入れる。 ・正式な原稿は、業者決定後3営業日以内に紙媒体又は電子媒体で提供する。

※印刷物については、サンプル品を作成し、機構の承認を受けた後に作成すること。

### (2) 音声データ（データCD）の作成

#### ① 朗読及び録音業務

朗読は、視覚障害者が聞き取りやすいように、ゆっくりとはっきりと行い、録音は、雑音が入らないような場所（録音ブースなど）において行うこと。

※障害年金ガイド（令和8年度版）については、紙媒体で提供する。

※読み上げ原稿（令和8年度版）については、データで提供する。

※録音済データについては、データCD作成の前に受託事業所内にて機構による承認を受けること。

#### ② データCDとMP3データの作成

20枚のデータCDを作成すること。なお、当該データCDについては、追加の書き込みをできないようにすること。

データCDとは別に、電子媒体（MP3データ）を納品すること。

③ 点字データの作成

「.BSE」「.BES」形式の点字データを、電子媒体により納品すること。

④ データCD表面への印刷

データCD表面にレーベル（タイトル、作成元）を印刷すること（モノクロ可）。また、CDレーベルを画像ファイル（JPEG または PNG）で納品すること。

⑤ クリアケースへのラベル等貼付

データCDはクリアケースに格納すること。クリアケースには、タイトル「令和8年度版障害年金ガイド」と記載された点字シールを作成し、貼り付けすること。

3. 電子媒体

電子媒体は、機構が用意するセキュアUSBメモリ※に格納のうえ、納品すること（機構が指示する電子媒体に変更することがある）。

※セキュアUSBメモリは、電磁データを格納する際、自動的に暗号化される外部磁氣的記録媒体であり、機構より貸与する。セキュアUSBの引渡方法及びパスワード等の取扱いについては、別途機構より連絡する。

4. 履行期間（期限）

令和8年6月11日（木）～令和8年7月24日（金）

5. 履行場所

受託事業者が用意する場所（日本国内に限る。）

6. 納品先

① 2.(2)②のデータCDとMP3データ、③の点字データ及び④の画像ファイルは「7. 所管部署」に納品すること。

※納品時に製品サンプルとして障害年金ガイドの点字翻訳版（印刷物）1部を納品すること。

② 2.(1)の印刷物は、機構が指定する発送委託業者（首都圏内1か所）、又は「7. 所管部署」に引き渡すこと。なお、引き渡しにかかる費用は受託事業者が負担する。

7. 所管部署

日本年金機構本部

お客様サービス推進部 お客様サービス推進グループ

〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3-5-24

電話：03-6892-0749

担当：大本、池内

#### 8. 秘密の保持（守秘義務）

従事者は、本業務の遂行上知り得た一切の事項を他人に漏らし、または他の目的に使用してはならないこと。なお、本業務終了後においても同様とすること。

#### 9. データの保護

従事者は、各種書類および成果物等を破棄または作業室から外へ持ち出さないこと。

また、原則として、私物（筆記用具以外）、個人所有のパソコンや写真機能付き携帯電話等、データのコピーや送受信が可能な機器等を作業室に持ち込まないこと。

#### 10. 第三者への再委託

##### （1）再委託先の監督等

① 本業務の実施にあたり、本業務の全部または主体的部分を第三者へ委託（以下「再委託」という。）することは認めないものとする。やむを得ない事情により本業務の主体的部分を除く一部について再委託をする場合には事前に機構の承認を得なければならない。

また、承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて受託事業者が課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて機構が再委託先に調査等を行える条件が含まれた契約を締結し、その写しを速やかに提出すること。

なお、本業務において主体的部分とは、「2. 業務内容」の（2）

⑤以外の作業を言う。

② 機構は、受託事業者が再委託先の監督を適正に行っているか監督する。再委託先の監督は受託事業者が行うこと。

③ 再委託先が受託事業者との契約書及び仕様書に違反した場合については、再委託の承認を取り消すものとする。

##### （2）遵守事項

① 再委託先に対する仕様書については、本仕様書に定める条件を必ず規定すること。

② 再委託先との契約には以下の事項を盛り込むこと。

ア 受託事業者の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限

イ 機構の再委託先に対する監督、監査及び報告聴取に関する権限

ウ 再委託先における個人情報の漏えい・盗用・改ざん及び目的外利

#### 用等の禁止

エ 再委託先における個人情報保護のための体制の整備及び安全管理措置

オ 再々委託の禁止

カ 漏えい等が発生した場合の受託事業者の責任体制

#### 1 1. 再委託に関する手続き

再委託に関する申請については、任意様式により再委託開始予定日の5営業日前まで「7. 所管部署」に提出すること。

#### 1 2. その他

- ・仕様書等についての疑義の提出期限は令和8年6月3日（水）12：00までとし、機構からの回答は令和8年6月5日（金）までに行うものとする。
- ・著作権については、機構に帰属することとする。
- ・校正確認等のほか、本調達に係る問い合わせは、全て上記「7. 所管部署」に行うこと。
- ・納品に要する経費は、受託事業者の負担とし、その他、本仕様書の内容にかかる費用全てを経費として見込むこと。
- ・納品は平日の10：00～17：00の間に行うこと。
- ・指定された納品数量・規格と異なる場合は、直ちに指定した数量、規格を再納品すること。
- ・納品された物品に重大な欠陥が発見された場合、受託事業者の責任において速やかに交換すること。
- ・その他、本仕様書に定めのない事項については双方協議の上、決定するものとする。

仕様書添付

# 障害年金ガイド

令和7年度版

見本

日本年金機構

## 目次

障害年金とは	1
受給要件	3
受給要件フロー	8
保険料の納付要件	17
請求時期	22
障害年金に該当する状態	28
障害年金・障害手当金の額	45
年金の支給制限・調整	55
Q & A	61
障害年金の請求手続き	70
お問い合わせ先	75

## 障害年金とは

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があり、病気やけがで初めて医師または歯科医師（以下「医師等」といいます）の診療を受けたときに国民年金に加入していた場合は「障害基礎年金」、厚生年金保険に加入していた場合は「障害厚生年金」が請求できます。

なお、障害厚生年金に該当する状態よりも軽い障害が残ったときは、障害手当金（一時金）を受け取ることができる制度があります。

また、障害年金を受け取るには、年金の保険料納付状況などの条件が設けられています。

## 受給要件

障害年金は、それぞれ「1」～「3」の条件のすべてに該当する方が受給できます。

## 障害基礎年金

### 1.

障害の原因となった病気やけがの初診日（7ページ「用語の説明」参照）が次のいずれかの間にあること。

- ・ 国民年金加入期間
- ・ 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間

\* 老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きます。

⑦ 初診日から5年以内に症状が固定し、障害手当金の障害の状態になりましたか(41～44ページ参照)

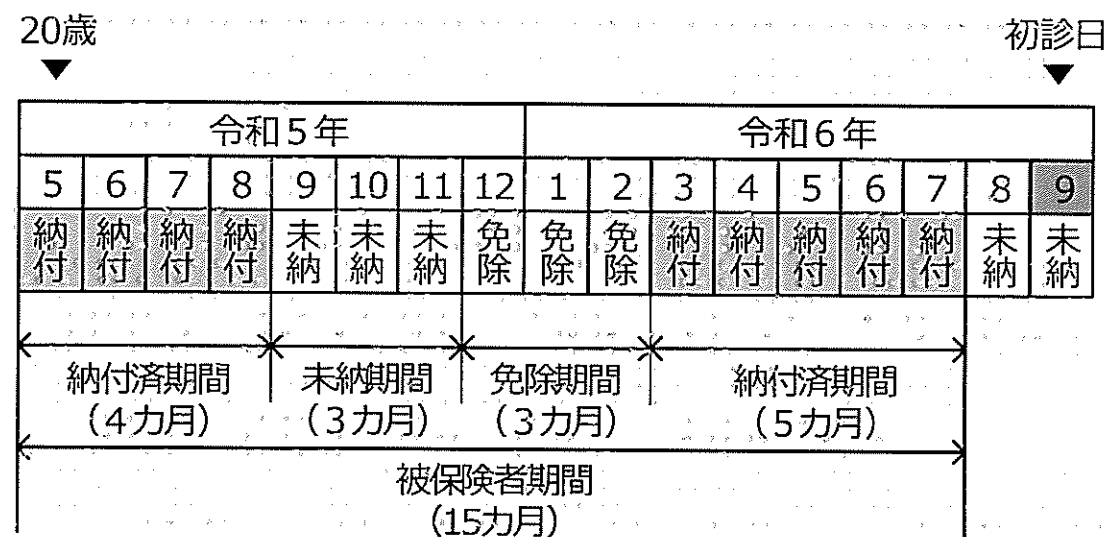
「はい」の場合は、障害手当金の受給要件に該当します。フローは以上です。

「いいえ」の場合は、障害厚生年金または障害手当金の受給要件に該当しません。フローは以上です。

### 保険料の納付要件

初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間(厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む)と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あることが必要です。

#### 〔例1〕



<解説>

被保険者期間は、20歳から初診日がある月の2カ月前（令和6年7月）までの15カ月です。

このうち、保険料納付済期間および保険料免除期間は12カ月です。

上記の例では、保険料納付済期間および保険料免除期間が3分の2以上（10カ月以上）あるので納付要件は満たしています。

保険料の納付要件の特例

初診日が令和8年3月末日までにあるときは、次のすべての条件に該当すれば、納付要件を満たすものとされています。

- ・ 初診日において65歳未満であること
- ・ 初診日の前日において、初診日がある月の2カ月前までの直近1年間に保険料の未納期間がないこと

[例2]

20歳

初診日

令和5年												令和6年								
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9
未納	未納	未納	未納	未納	未納	未納	納付	納付	納付	免除	免除	免除	免除	納付	納付	納付	納付	納付	未納	未納

直近1年間の期間  
→保険料の未納期間がない

<解説>

初診日がある月の2カ月前までの直近1年間（令和5年8月から令和6年7月まで）に保険料の未納期間がないので納付要件は満たしています。

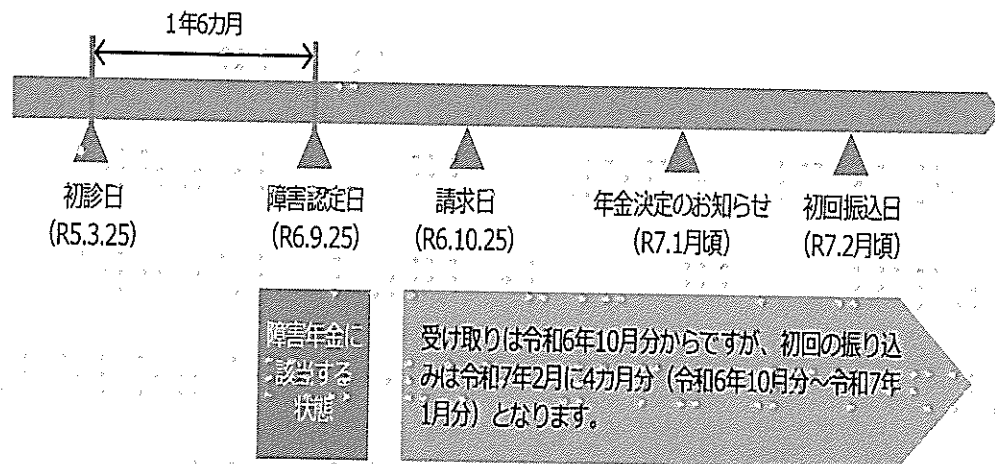
\* 初診日が平成3年5月1日前の場合は、納付要件が異なります。年金事務所などにご相談ください。

### 請求時期

#### 障害認定日による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態にあるときは、障害認定日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「障害認定日による請求」といいます。

#### 〔例 1〕



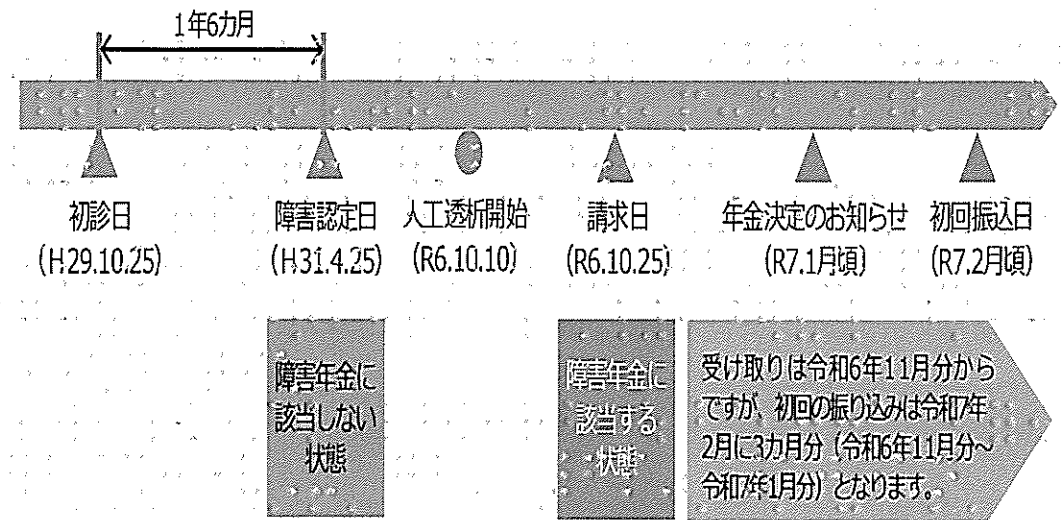
#### <解説>

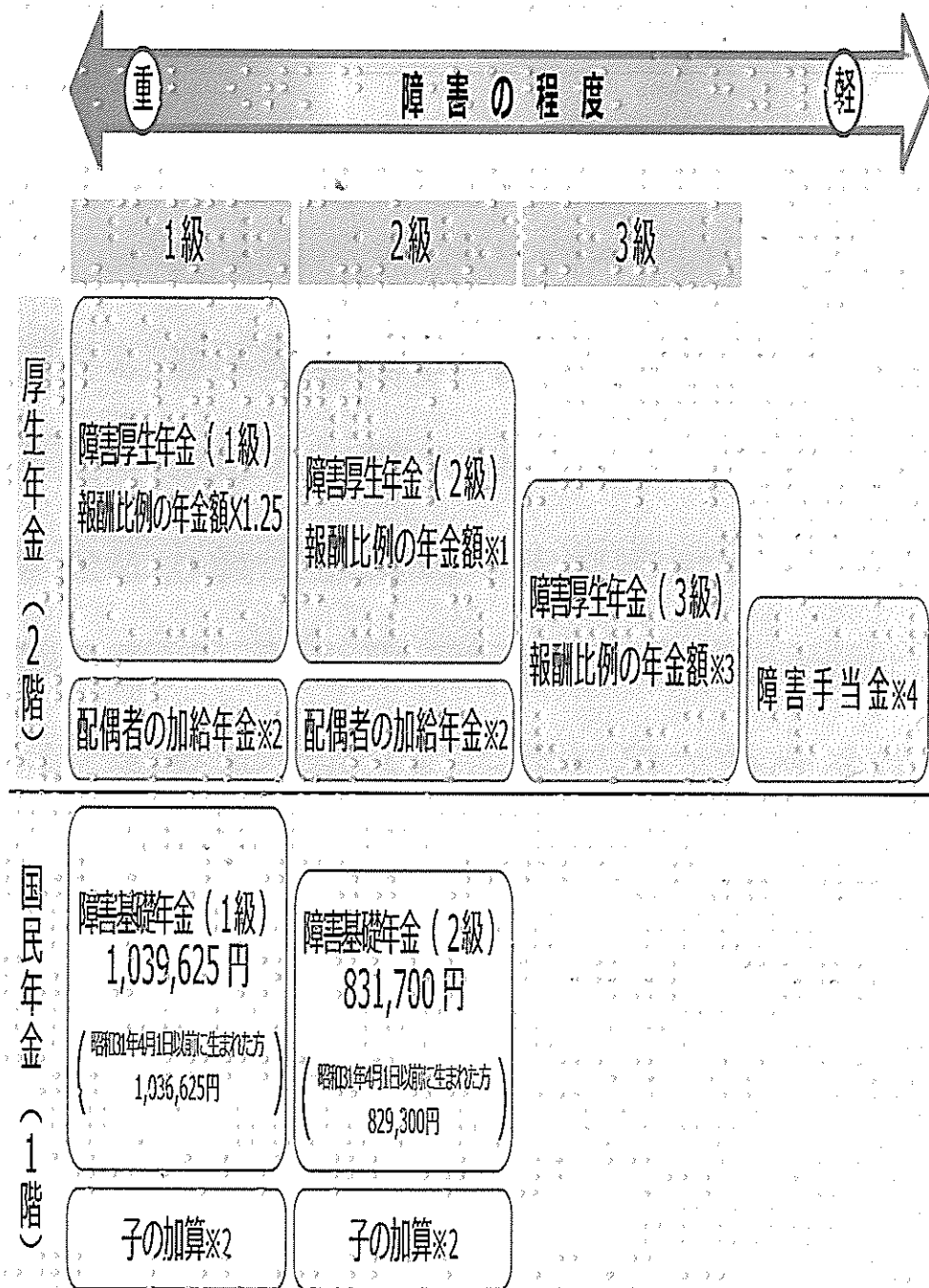
このケースでは、初診日が令和5年3月25日のため、障害認定日は1年6ヵ月を過ぎた日である令和6年9月25日となります。障害認定日の症状が法令に定める障害の状態にあれば、障害認定日以降に障害年金を請求することで、令和6年10月分から受け取れます。

### 事後重症による請求

障害認定日に法令に定める障害の状態に該当しなかった方でも、その後病状が悪化し、法令に定める障害の状態になったときには請求日の翌月分から年金を受け取ることができます。このことを「事後重症による請求」といいます。

### 〔例2〕





図は、イメージのため実際の支給額と異なる場合があります。

※1 報酬比例の年金額の計算式は49・50ページを参照してください。

※2 対象者がいる方のみ加算されます。支給額は51～54ページを参照してください。

※3 障害厚生年金3級の最低保障額は623,800円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は622,000円）となります。

※4（報酬比例額の年金額×2）を一時金として支給します。障害手当金の最低保障額は1,247,600円（昭和31年4月1日以前に生まれた方は1,244,000円）となります。

障害年金額（報酬比例）・障害手当金額の計算式

報酬比例の年金額 = A + B

A：平成15年3月以前の加入期間の金額

平均標準報酬月額※1 ×  $\frac{7.125}{1000}$  ×

平成15年3月までの加入期間の月数※3

B：平成15年4月以降の加入期間の金額

平均標準報酬額※2 ×  $\frac{5.481}{1000}$  ×

平成15年4月以降の加入期間の月数※3

※1 平均標準報酬月額・・・平成15年3月以前の標準報酬月額の総額を、平成15年3月以前の加入期間で割って得た額です。

※2 平均標準報酬額・・・平成15年4月以降の標準報酬月額と、標準賞与額の総額を平成15年4月以降の加入期間で割って得た額です。

※3 加入期間の月数・・・加入期間の合計が、300月(25年)未満の場合は、300月とみなして計算します。また、障害認定日がある月後の加入期間は、年金額計算の基礎となりません。

## 加給年金額と子の加算額

1級・2級の障害基礎年金または障害厚生年金を受け取ることができる方に、生計を維持されている下記の対象者がいる場合に受け取ることができます。

### ○配偶者

名称 : 加給年金額

令和7年度の金額 : 239,300円

加算される年金 : 障害厚生年金

年齢制限 : 65歳未満であること(大正

15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません)